

答 申 個 第 1 5 4 号
令 和 8 年 8 月 1 8 日

京都市会議長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第62条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年6月10日付け京都市会市事調第1号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

対応記録に係る保有個人情報不存在決定事案（諮問個第346号）

1 審議会の結論

処分庁が行った保有個人情報不存在決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和7年4月25日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、「令和7年4月24日までの私に対する対応した記録」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、保有個人情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年5月13日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（理由）

窓口での市民の方への対応内容の文書の作成は、必要に応じて行うこともあるが、本件では、特に作成していないことから、請求に係る公文書を保有していないため。

(3) 審査請求人は、令和7年5月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、令和7年4月24日までに審査請求人に対して処分庁が対応した記録である。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

審査請求人は、令和7年4月24日までに市会図書・情報室を複数回利用された。市会事務局職員は、その過程において、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例にいう要望等、あるいはその場で用件が終了せず、改めて対応する必要があるような特段の要望等を受けたとの認識はしていないため、担当部署内での口頭による共有に留め、記録は作成していない。

したがって、本件請求に係る文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審議会における口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 市民対応時のメモ・覚え書きとそれらを基に作成した文書が存在するはずだ。
- (2) 本件処分は、京都市情報公開条例違反、京都市市民参加推進条例違反、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例違反、京都市公文書管理規則違反及び京都市職員倫理憲章（行動規範）違反等に基づく極めて違法な処分であり、また、同説明義務違反及び法令順守義務違反等に基づいた著しく違法な処分であるから、その取消しを求める。
- (3) 本件処分は、その前提となる京都市情報公開条例等について、市民目線で同情報を分かりやすく伝えられておらず、違法な説明義務違反等の条例違反行為に基づいている。現に弁明書でも、審査請求人の主張に対し、到底満足な説明回答をしていない。
- (4) 自称「市会事務局」「議事課」「調査課」員らは、本件当初から、京都市民（地域住民ら）に対し、情報公開義務・情報提供義務・市民参加推進業務・要望等記録義務を著しく怠り、各々責任転嫁したまま、「窓口での市民の方への対応内容の文書の作成は、必要に応じて行うこともある」とか、「本件では、特に作成していない」云々と、自身らの重大な違法行為（条例・規則等違反行為）を、この期に及んで正当化しているに過ぎない。
- (5) また、京都市職員倫理憲章、京都市市民参加推進条例（第3条）、京都市公文書管理規則（第3条）、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（第4条、第6条）等とは裏腹に、「特段の要望等を受けたとの認識はしていないため、記録は作成していない」等と、上記問題点に係る具体的合理的説明をも全く怠り、不合理な弁明を反復しており、依然、その重大な説明義務違反・法令順守義務違反・誠実対応義務違反等が明らかである。
したがって、本件処分は、違法（条例違反等）であるから取消しを免れない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について
審査請求人の求める文書は、処分庁が令和7年4月24日までに審査請求人の対応をした際の内容を記録した文書である。
- (2) 本件処分について
ア 処分庁は、市会図書・情報室での審査請求人に対する対応内容については、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「公正職務執行条例」という。）にいう要望等、あるいはその場で用件が終了せず、改めて対応する必要があるような特段の要望等を受けたとの認識はしておらず、記録を作成していないため、請求に係る公文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、市民対応時のメモやそれらを基に作成した文書が存在するはずであり、情報公開義務・情報提供義務・市民参加推進業務・要望等記録義務を著しく怠っており、違法（条例違反等）であると主張する。

ウ 一般に、市民等の対応においては、継続的に対応が必要となる場合には、当該経過を記録する場合が多いと考えられるが、その場で対応が完了する場合には、当該対応について記録を作成しないことがあると考えられる。

また、公正職務執行条例第6条は、「職員は、本市の業務に関し、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により要望等を受けたときは、速やかにその内容を書面により記録しなければならない。ただし、要望等の場で用件が終了し、改めて対応する必要がある場合（不正な要望等に該当する場合を除く。）は、この限りでない。」と規定している。

エ 当審議会としては、本件事案がその場で用件が終了したものであり、担当部署内での口頭による共有に留めており記録を作成していないとの処分庁の主張は、公正職務執行条例第6条ただし書に照らしても特段不合理な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	6月10日	諮問
	7月10日	諮問庁からの弁明書の提出
	8月13日	審査請求人からの反論書の提出
令和8年	6月4日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和8年度第2回会議）
	7月17日	審査請求人の口頭意見陳述（令和8年度第3回会議）
	8月18日	審議（令和8年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）